

平成30年度 福岡県留置施設視察委員会の活動結果等について

■ 委員会設置の趣旨

平成19年6月1日に施行された「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置施設の運用状況の透明性を高め、被留置者の適正処遇を確保するために設けられた第三者機関です。

■ 委員会の組織

- ・ 委員は6人（弁護士、医師、教育関係者等）で組織されています。
- ・ 委員は、福岡県公安委員会が任命する非常勤特別職の地方公務員です。
- ・ 委員の任期は1年です。

■ 委員会の職務

委員会は、留置業務管理者（警察署長等）からの情報提供、留置施設の視察、被留置者との面接等により留置施設の運営状況を的確に把握した上で、留置業務管理者に対して、留置施設の運営に関する意見を述べます。

■ 活動状況（平成30年6月15日から令和元年6月14日までの間）

視察の実施状況	県内36留置施設のうち19施設
会議の開催状況	4回 〔平成30年 6月21日、平成30年11月30日〕 〔平成31年 2月 1日、令和 元年 5月17日〕
面接等の実施状況	被留置者から提出された意見・提案書 ～ 6通 被留置者との面接 ～ 2人 留置担当官との面談 ～ 21人

■ 留置施設に対する視察委員からの意見の要旨及び改善等の措置状況

1 日課時限について

意見の要旨	改善等の措置状況
食事が遅れたり、就寝時刻が遅くなったりしたこともなく、日課時限は守られていた。	引き続き、適正な日課時限の確保に努めます。
各留置施設の日課時限の掲示について、文字の大きさや外国語の表示を充実させるなど、改善を検討されたい。	一部の留置施設には外国語の日課時限を掲示していますが、今後、多言語に対応した掲示物を全留置施設に配分します。

2 居室内部の環境について

意見の要旨	改善等の措置状況
古い留置施設も散見されるが、機能に問題はなく、整理整頓・清掃が徹底され衛生面にも配慮している。	引き続き、施設の適正な管理・運用に努めます。
留置施設内に時計が設置されておらず、被留置者からの要望もあることから、試験的な設置を検討されたい。	一部の留置施設において、時計設置の試行運用を開始しており、今後、試行の段階的な拡大を検討していきます。

3 洗面・ロッカー等の共用スペースについて

意見の要旨	改善等の措置状況
個人が使用するロッカー内に、洗濯前の衣類と洗濯済みの衣類が保管されていることから、ロッカー内を仕切る工夫について検討の余地がある。	要望に応じ、洗濯前の衣類をビニール袋に入れて保管できるようにします。

4 食事について

意見の要旨	改善等の措置状況
摂取カロリー量だけでなく、サラダや汁物を拡大するなど、可能な範囲で改善を検討されたい。	留置施設で提供される食事については、1日の摂取カロリーや栄養素に問題がないか定期的に検査を行っております。また、サラダや汁物の導入につきましても、各留置施設の実情を踏まえながら、可能な範囲で被留置者の健康に配慮した食事を提供していきます。
宗教上、食事制限のある外国人被留置者に対しては配慮された食事が提供されているものの、一層の充実を期し検討されたい。	外国人被留置者の特性にも配慮し、引き続き、被留置者の適正処遇に努めます。
自弁で購入できる品物が、各留置施設で異なることから、可能な範囲で統一するよう検討されたい。また、菓子類についての要望意見も多いため、可能な範囲で品数の拡大が望まれる。	自弁納品業者や購入できる品物の選定に配慮し、各留置施設間で著しい格差が生じないように努めます。
一部の留置施設では、日本語を解さない被留置者に対し、写真等による自弁購入リストを活用する工夫がされていた。 他の施設への拡大を検討されたい。	複数の言語表記や写真を活用した自弁購入リストのサンプルを作成し、各留置施設への拡大を促します。

5 医療について

意見の要旨	改善等の措置状況
診療を希望した被留置者に対する留置担当官の対応に不満を申し出るケースが見られたが、医療上問題はなかった。	引き続き、被留置者の体調等の把握に努め、適切な診療に配慮します。

6 外部交通について

意見の要旨	改善等の措置状況
1日あたりの信書の発信に制限があることなどについて、被留置者から発信件数を増やして欲しいとの要望があった。	信書の発信は、一定の制限を設けておりますが、緊急性が高いと判断されるものなどについては例外的に発信を認め、個別に対応しています。

7 書籍について

意見の要旨	改善等の措置状況
外国人被留置者が増加傾向にあることから、日本語を解さない外国人被留置者のために漫画本の設置について、担当者の業務負担にならない範囲で検討されたい。	漫画本については、設置していない留置施設もありますが、今後、検討していきます。 なお、平成30年度には全留置施設で外国語の本を増量しました。

	今後、更なる充実に努めます。
--	----------------

8 保護室について

意見の要旨	改善等の措置状況
<p>県内では24の留置施設に防音設備を有する保護室が設置されている。</p> <p>保護室が設置されている留置施設は勤務員の負担が格段に軽減されているとのことであるので、全施設への早期設置を希望する。</p>	<p>保護室の設置は順次進めており、令和元年度は2施設に対する設置を予定しています。</p>

9 施設職員の職場環境等について

意見の要旨	改善等の措置状況
<p>留置担当官の職場環境等に関する事項も委員会の視察対象であるため、合計21人の留置担当官との面談を行なった。</p> <p>各留置施設の職場環境に大きな問題のある施設はなく、留置管理部門が次の配属希望先への登竜門的位置付けが与えられていることにより、留置担当官のモチベーションが高く保たれ、管理者による士気高揚も図られていることが窺えた。</p> <p>しかし、老朽化が進んだ施設や利便性の悪い施設も存在し、留置担当官が苦慮している状況も見受けられることから、更なる勤務環境の改善が望まれる。</p>	<p>今後も留置担当官に対する士気高揚施策を促進するとともに、留置担当官の要望や留置施設視察委員会の意見を取り入れた施設改修を進め、留置担当官の職場環境の改善に努めます。</p>
<p>全国では、被留置者の逃走事案や留置施設内での死亡事案が発生しており、留置担当官に過度の緊張を強いることがないよう勤務環境にも配慮されたい。</p>	<p>留置担当官に対する効果的な指導教養を実施するとともに、計画的な施設改修及び装備品の充実に努め、留置担当官の負担軽減に努めます。</p>

10 処遇の統一について

意見の要旨	改善等の措置状況
<p>「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の趣旨に照らせば、全留置施設で処遇に格差があってはならない。</p> <p>しかし、留置施設の建築年数、規模、留置担当官の配置数等により、処遇を統一することが困難な面もあることから、可能な限り処遇の統一化を図る取り組みを継続するべきである。</p>	<p>可能な限り、処遇の統一化が図れるよう、継続して取り組んでいきます。</p>